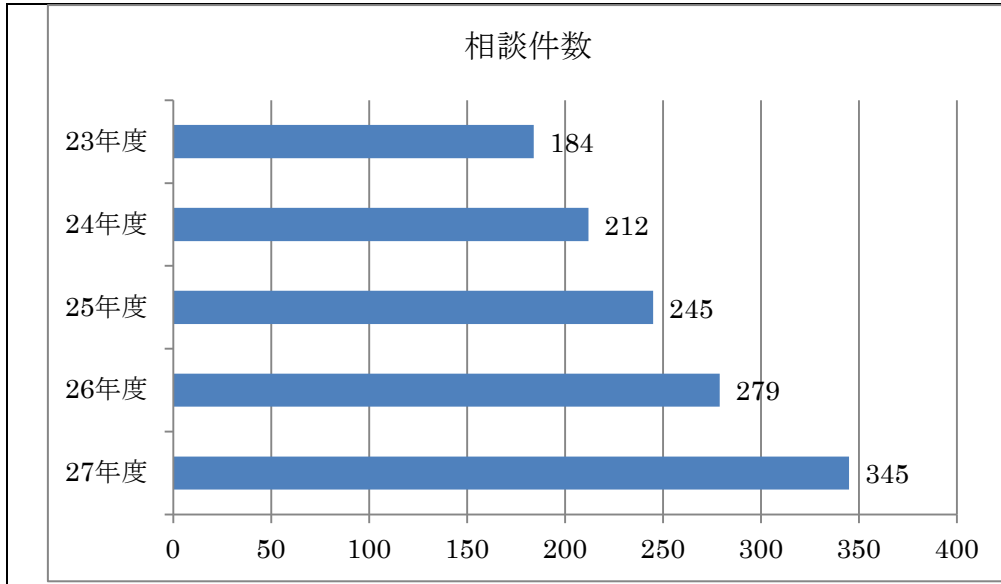




## 平成 27 年度（昨年度）消費生活相談より

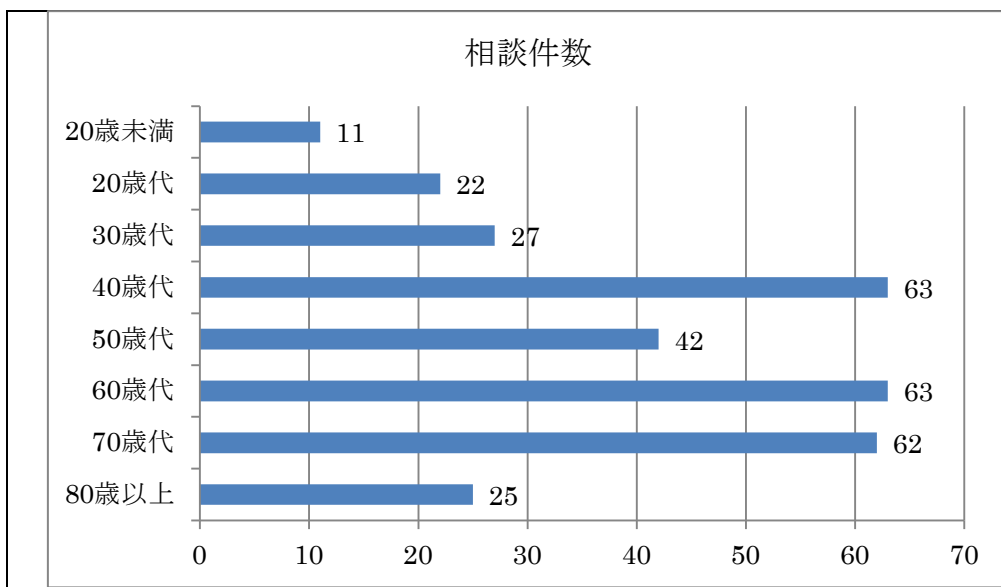
相談件数は 345 件、内訳は苦情が 309 件、問合せは 36 件でした。

### 過去 5 年間の相談件数



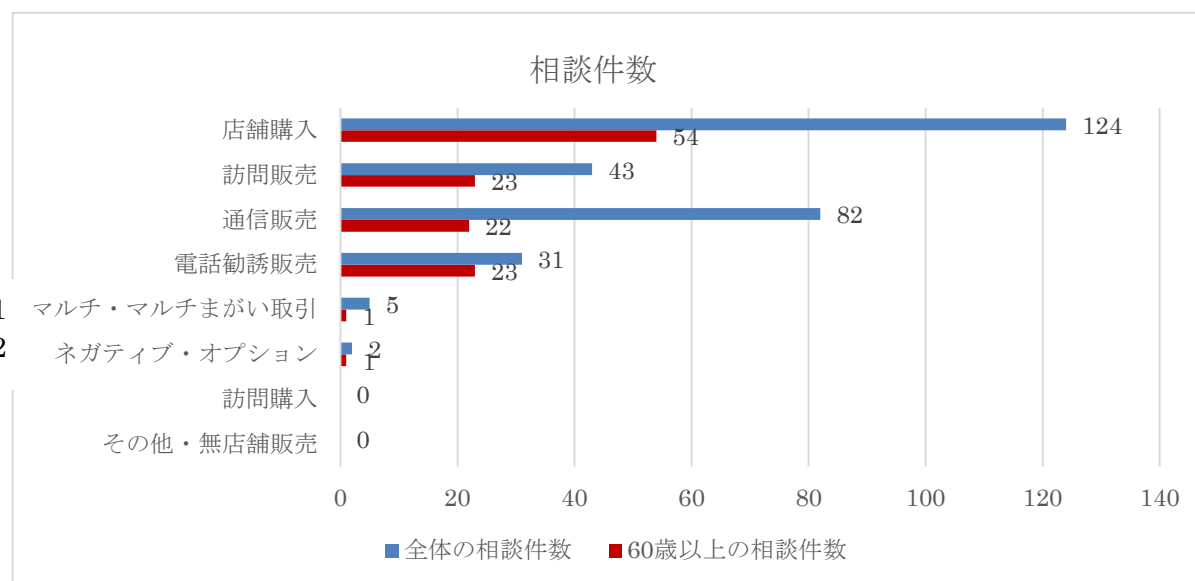
相談日時、週 4 日（月、火、水、金）相談時間 10 時～16 時が定着し、相談件数が着実に増えています。

### 年齢別苦情相談件数



60 歳以上の相談は 150 件、全相談件数（年齢が不明・その他 30 件はグラフ表示なし）345 件に対して 43.4%と高い比率を示しています。70 歳以上でも 25.2%で約 4 人に 1 人は 70 歳以上ということになります。

## 販売形態別相談件数

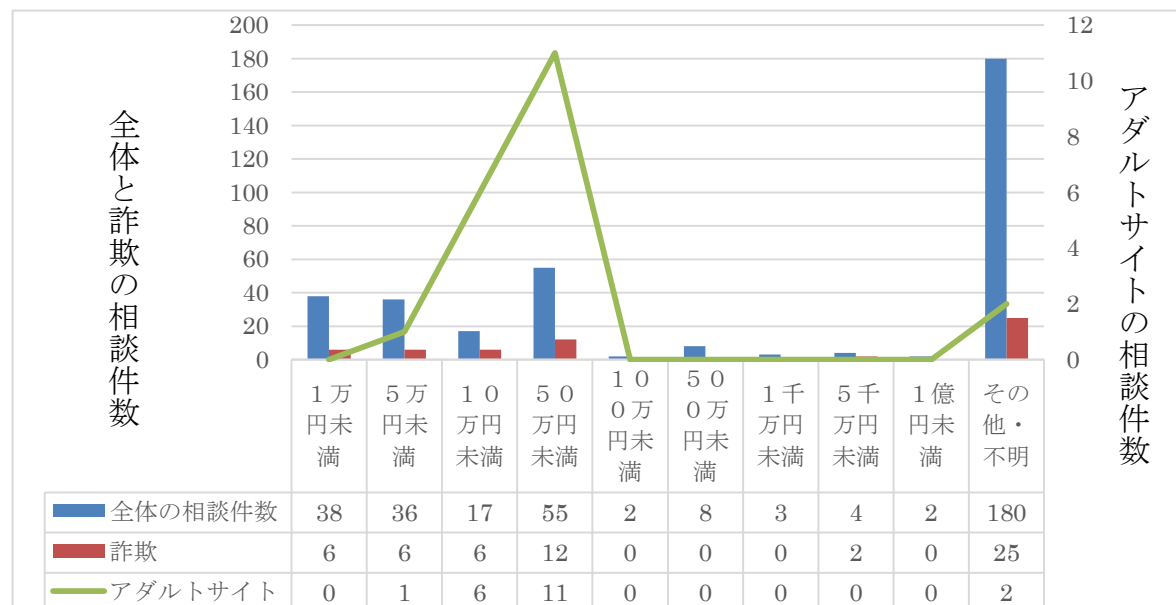


60歳以上の相談件数が占める割合が多い販売方法は電話勧誘販売の74.1%と訪問販売の53.4%です。昨年多かったマルチ・マルチまがい取引が1件に、訪問購入が0件に減りました。しかし、電話勧誘販売の割合が高くなっており、被害を減らすための更なる工夫が求められます。

※1 マルチ商法、ネットワークビジネス等と称される連鎖販売取引

※2 購入の申込をしていない人に一方的に商品を送りつけ、代金を請求する商法

## 相談件数と相談金額



高額な相談は多重債務に関わるものが多い中で、1千万円以上5千万円未満の相談に電話による特殊詐欺と思われる相談が2件（各々2千万円）ありました。

幸い被害はありませんでしたが、他市では2千万円を詐欺される被害が出ています。

また、昨年は10万円前後が多かったアダルトサイトの請求額は10万円以上50万円未満が多くなり高額なものが増えています。ただし、被害にあう前に相続される方がほとんどで実際の被害は少ないです。

## 相談内容の特徴

\* 通信販売 82 件中インターネット通販が 67 件と 81.7%あり、スマートフォンの普及により広く各世代から相談が寄せられています。「お金を支払ったが商品が届かない」、「不良品や広告と違った商品が届いたが相手と連絡がつかない」という相談が目立ちます。

極端に安い商品や連絡先がメールアドレスだけの場合等には注意が必要です。

\* 通信販売の広告を見て安い「体験版」の健康食品を申し込んだところ、「定期購入の契約なので 3 回分は解約できない」とか「安いお試し商品の注文後解約手続きをしないと継続契約になる」といった広告紙面や注文画面の契約条件をよく読まなかったためのトラブルが目立ちました。販売業者には重要な契約条件はわかり易く表示することを求めています。消費者も契約内容をよく確認して申し込みましょう。

困ったことがあったら、1人で悩まずに消費生活センターへお電話ください！！

☎ 072-877-2121 (代) ☎ 0743-71-0330 (代)消費生活センター